

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

第20回無担保社債

(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)

オンライントレード取扱銘柄

利 率

年 **1.946%** (税引後 年1.550%※)

※税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数点以下第3位未満を切り捨てています。

期 間

10年

申込期間

2024年 7月16日(火) ~ 2024年 7月29日(月)

募集要項

発行価格	額面100円につき金100円
申込単位	額面100万円単位
払込期日	2024年7月30日(火)
利払日	年2回(毎年1月30日・7月30日) 初回利払日は2025年1月30日
償還期限	2034年7月30日(日) (銀行休業日の場合は元利金の支払いは前銀行営業日となります)
債券格付	AA- (R&I)、AA- (JCR)

本債券の特徴

- 本債券は実質破綻時免除特約・劣後特約が付与された新型劣後債（バーゼルⅢ適格Tier2証券）です。
- 発行者の選択により、期限前償還される場合があります。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

商号等: SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

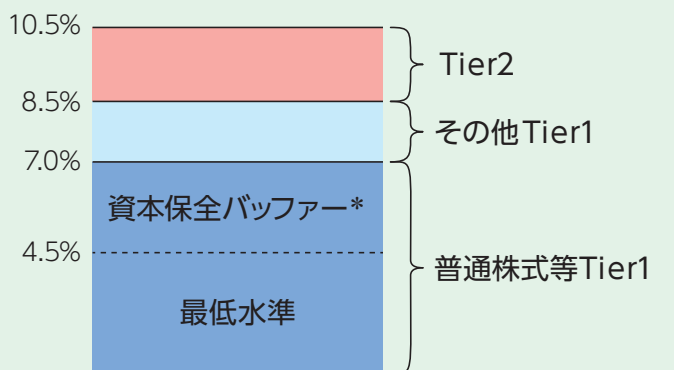
バーゼルⅢ適格 Tier2証券(新型劣後債)について

- 本債券は実質破綻時免除特約・劣後特約が付与された新型劣後債（バーゼルⅢ適格Tier2証券）です。国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）においてTier2資本として計上することができる債券です。

バーゼルⅢについて

- バーゼル規制は、「バーゼル銀行監督委員会」が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率等に関する国際統一基準です。バーゼルⅢは2010年に合意が成立した新しいバーゼル規制の枠組みで、2013年から段階的に実施されました。日本においては2023年から最終化された規制が段階的に実施されています。
- バーゼルⅢにおいて銀行の規制自己資本は、普通株式等Tier1（普通株、内部留保等）、その他Tier1（優先株、優先出資証券、永久劣後債等）、Tier2（新型劣後債、劣後ローン、一般貸倒引当金等）に区分されており、それぞれについて必要最低水準の達成が求められる等、自己資本比率規制は厳格化されています。

バーゼルⅢにおける自己資本比率の必要最低水準



*バーゼルⅢでは必要最低自己資本比率とは別にストレス期（景気後退期に損失が発生した場合）に取崩し可能な資本保全バッファが要求されます。また、以下の資本バッファを求められる場合があります。

- カウンター・シクリカル・バッファ
国内の信用供与が過剰と認められる場合に、将来生ずるおそれのある損失をカバーするため、各国の裁量により設定されるもの。
- G-SIBsバッファ
グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する追加的な資本。
- D-SIBsバッファ
国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に対する追加的な資本。

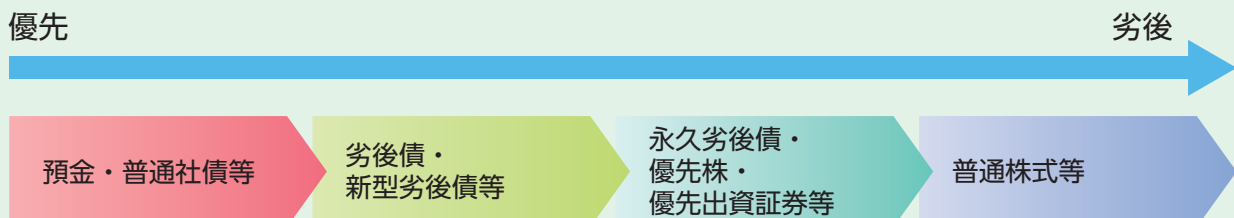
資本バッファ水準を下回った割合に応じ、配当、賞与、自社株買い等による資本の社外流出に制限が課され、自己資本の最低水準を下回らないようにバッファの役割を果たします。

劣後特約について

- 劣後特約により一定の劣後事由（※1）が発生した場合、その元利金の支払は劣後債券以外の上位債券にかかる支払よりも後順位におかれます。

- （※1） 劣後事由の例
- ・破産手続きの開始
 - ・会社更生手続きの開始
 - ・民事再生手続きの開始 等

劣後事由発生時の弁済順位のイメージ図



実質破綻時免除特約について

- 実質破綻時免除特約により、実質破綻事由が生じた場合、実質破綻事由発生後に弁済期限が到来する本債券の元利金の全部について、支払いは行われません。
- 実質破綻事由とは、発行者につきその財産をもって債務を完済することができない、もしくはその事態が生じるおそれがある場合、または発行者が債務の支払を停止したもしくは停止するおそれがある場合において、発行者について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置（※1）を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合をいいます。
 - （※1） 債務の支払停止または債務超過（債務の支払停止または債務超過のおそれを含む）の金融機関等の特定合併等を援助するための資金援助

期限前償還について

- 本債券は税務事由・資本事由の発生により、発行者の選択で期限前償還される場合があります。

本債券には期限前償還条項は付されておりません。ただし、税務事由（※1）または資本事由（※2）が発生し、継続している場合、発行者の選択により、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、期限前償還日までの経過利息を付して、額面100円につき金100円の割合で、期限前償還される場合があります。

- （※1） 税務事由：日本の税制の変更等により、本債券の利息の全部または一部が損金算入できなくなるおそれまたは益金不算入の金額から控除されることとなるおそれが軽微ではない場合であって、かつ、発行者が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合
- （※2） 資本事由：自己資本比率規制上の自己資本算入基準またはその解釈の変更等により、発行者が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本債券の全額が、当該自己資本算入基準に基づき発行者のTier 2 資本に係る基礎項目として扱われないおそれが軽微ではなく、かつ、発行者が合理的な措置を講じてもこれを回避することができないと判断した場合

主なリスク

- ☑ **価格変動リスク** ▶ 本債券の価格は、市場金利の変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- ☑ **信用リスク** ▶ 発行者の経営・財務状況の変化および格付等の外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
発行者の選択により期限前償還される可能性があります。その場合には以降の利金を受取ることができません。
関連ページ：本パンフレット3ページ「期限前償還について」
- ☑ **期限前償還リスク** ▶ 発行者について実質破綻事由が生じた場合、実質破綻事由発生後に弁済期限が到来する本債券の元利金の全部について、支払いは行われません。
関連ページ：本パンフレット3ページ「実質破綻時免除特約について」
- ☑ **元利金免除リスク** ▶ 本債券は、劣後特約付債券であり、劣後事由発生以降は発行者の上位一般債務が全額弁済されるまで本債券の元利金の支払いは行われません。
関連ページ：本パンフレット2ページ「劣後特約について」
- ☑ **劣後リスク** ▶

お申し込みにあたっては契約締結前交付書面および目論見書をよくお読みいただき、購入をご検討ください。

ご投資にあたって

手数料等の諸費用について

- 本債券をご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。

税金について

- 一定の要件を満たしている方は、マル優をご利用いただけます。
- 個人のお客さまの場合、利子、譲渡益および償還益は申告分離課税の対象となります。また、利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。詳細は専門の税理士等にご相談ください。

ご留意事項

- 販売額に制限がございますので、売切れの際はご容赦ください。
- 本債券の価格情報等については、当社までお問い合わせください。
- 公社債店頭取引について記載したリーフレット「債券の売買取引について」を当社店頭にて備え置いておりますのでご覧ください。

お問い合わせはお取引店または
日興コンタクトセンター

お問い合わせ全般
 **0570-007-250**

【受付時間】
平日8:00～18:00
※祝日・年末年始を除く
※最新のオペレータ受付時間は、当社HPIにて、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

口座開設のお問い合わせ
 **0120-860-250**

【受付時間】
平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

SMBC 日興証券ホームページ

www.smbcnikko.co.jp